

## 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 114 号	盛岡市景観条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第 115 号	盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について……………	3

議案第 114 号

盛岡市景観条例の一部を改正する条例について

盛岡市景観条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年 9 月 19 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市景観条例の一部を改正する条例

盛岡市景観条例（平成21年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「別表第 1 の左欄に掲げる」を「法第 8 条第 4 項第 2 号イに規定する」に改める。

第 9 条中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 工作物（別表第 1 の左欄に掲げる工作物を除く。）の建設等

別表第 1 中「第 2 条、第 9 条及び」を「第 9 条、」に改め、同表に次のように加える。

太陽光発電設備（建築物の建築等に併せて、当該建築物と一体となって築造されるものを除く。以下同じ。）	建設面積 1,000平方メートル
風力発電設備	高さ 13メートル

別表第 2 に次のように加える。

太陽光発電設備	建設面積 1,000平方メートル
風力発電設備	高さ 5メートル

附 則

- この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号の改正規定、第 9 条中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として 1 号を加える改正規定及び別表第 1 の改正規定（「第 2 条、第 9 条及び」を「第 9 条、」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に存する改正後の盛岡市景観条例別表第 1 に規定する太陽光発電設備及び風力発電設備であって同条例第 19 条第 1 項に規定する要認定工作物に該当するもの（以下「要認定太陽光発電設備等」という。）又は現に建設等の工事中の要認定太陽光発電設備等が、同条例第 18 条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該要認定太陽光発電設備等又はその部分に対しては、同条から同条例第 23 条までの規定は、適用しない。
- 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する要認定太陽光発電設備等又はその部分に対しては、適用しない。

- (1) この条例の施行の日後に増築、改築又は移転の工事に着手した要認定太陽光発電設備等
- (2) この条例の施行の日後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した要認定太陽光発電設備等の当該工事に係る部分

#### 提案理由

景観法（平成16年法律第 110号）第16条第1項の規定による届出を要する行為及び特定届出対象行為に一定の規模を超える太陽光発電設備及び風力発電設備の建設等を加えるとともに、景観地区内における形態意匠等の制限を受ける工作物に一定の規模以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を加えようとするものである。

議案第 115 号

盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例について

盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

盛岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「管理者は」の次に「，検体検査（臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査をいう。）の業務を委託しようとするときは医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第1項各号に掲げる者に」を加え，「，当該」を「当該」に改め，「者に」の次に「，それぞれ」を加え，第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とし，第4号を第3号とし，同条第4項中「第9条の8第1項中「法第15条の2の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と，同条第2項中「法第15条の2の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と，同令第9条の9第1項中「法第15条の2」を「第9条の9第1項中「法第15条の3第2項」に，「第9条の12中「法第15条の2」を「第9条の12中「法第15条の3第2項」に，「第9条の7」を「第9条の8の2」に，「第9条の13中「法第15条の2」を「第9条の13中「法第15条の3第2項」に改め，第1号を削り，同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め，同号を同項第1号とし，同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め，同号を同項第2号とし，同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め，同号を同項第3号とする。

附則第2項中「（昭和23年法律第205号）」を削る。

附 則

この条例は，平成30年12月1日から施行する。

提案理由

介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の改正に伴い，介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合の基準を改めようとするものである。